

豊川市監査公表第39号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年11月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

別 紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
環 境 部	環 境 課	平成26年4月 1日 ～同年6月30日	平成26年 8月11日 ～同年10月10日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

重点項目

- (1) 補助金・交付金に関する事務について

一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 公金の取扱事務について
- (6) 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【環境部環境課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討及び改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

(ア) 斎場会館敷地内に教育委員会所管の豊沢銅鐸出土地の記念碑が設置されているが、行政財産の目的外使用許可あるいは、内部的承認行為であるのかが不明であるため、関係部署と協議し、記念碑のある土地の所管換えも含め適正な手続を検討されたい。

(イ) 庁舎外で実施している犬の登録事務及び狂犬病予防注射済票の交付事務に係る手数料の収納事務について、予算決算会計規則第38条で規定する納入通知書が発行されていないため、関係部署と協議し、その必要性を検討されたい。

(ウ) 公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱について、交付要件に市税等の滞納がある場合の制限が規定されていないため、その必要性を検討されたい。

イ 改善事項

公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱第3条の補助額が不明確であるため、改正されたい。